

茅野市 公園施設長寿命化計画

令和6年7月

長野県茅野市

都市計画課・スポーツ健康課

1. 都市公園整備状況

(令和6年7月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人あたり都市公園面積
38ヶ所	85.68ha	15.50㎡

2. 計画期間

・令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)

3. 計画対象公園

①公園種別ごとの箇所数

区分	街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩衝	都緑	その他	合計
対象数		4	1	1	1								7
全体	30	5	1	1	1								38

②選定理由

計画対象公園は、本市の都市公園(都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地))のうち、比較的規模が大きく多くの住民に利用されている主要な公園を選定した。特に規模が大きい公園は、遊具をはじめ、便益施設、休養施設、運動施設など様々な公園施設が設置されており、今後、更新の必要性が増大することが考えられる。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
278	31	264	66	149	15	133

管理施設	災害応急施設	その他	合計
833	-	-	1,769

(1基、1棟、一式をカウント)

■都市計画課管理公園（6公園）の内訳

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
189	19	182	55	28	7	102

管理施設	災害応急施設	その他	合計
407			989

■スポーツ健康課管理公園（運動公園）の内訳

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
89	12	82	11	121	8	31

管理施設	災害応急施設	その他	合計
426			780

②これまでの維持管理状況（経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化可能性）

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、都市計画課及びスポーツ健康課による全公園の見回りを継続して実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握するなどして維持管理されている。なお、運動公園内の一部の施設は民間会社により維持管理を行っている。

また、上記の管理に加え、遊戯施設は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。この点検により危険個所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行っている。

③選定理由

対象となる公園施設は、都市公園台帳等にあげられている園内施設を対象として選定した。また、予備調査の際に現地で確認した施設も対象としている。

さらに、劣化やハザードにより、安全性に支障をきたすと考えられる全公園施設を対象とする。なお、給水管や側溝などの埋設された施設は、現地確認ができないことから、対象外とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的な状況））

健全度調査は、令和5年10～12月に実施した。

本調査では、現地で公園施設ごとに専門技術者が目視等により健全度を確認した。なお、一部の遊戯施設については、事前に実施した定期点検結果（令和4年度実施）の結果をもとに健全度を把握した。

調査の結果、各公園で巡視や清掃等の日常の維持管理は適切に実施されているが、個々の公園施設でみれば、老朽化が進行しているものが見られた。これらの施設は、適切な補修・修繕計画に基づいて維持管理を実施することにより、これからも安全に利用が可能となると考えられる。

公園施設種類	健全度判定				総計
	A	B	C	D	
園路広場		2	3		5
修景施設		2			2
休養施設		19	7	1	27
遊戯施設		4	48	4	56
運動施設		36	22	2	60
教養施設			3		3
便益施設		11	6		17
管理施設	24	138	12	2	176
総計	24	212	101	9	346

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、前項で示した健全度調査結果（健全度判定）および「考慮すべき事項」から設定した緊急度判定にもとづいて検討した。考慮すべき事項については、以下の2点を設定した。

- 利用者に危険を及ぼす可能性のある状態の施設
- 早期に対策するほど延命効果が高い施設

公園施設種類	緊急度判定			総計
	高	中	低	
園路広場		3	2	5
修景施設			2	2
休養施設	1	6	20	27
遊戯施設	43	9	4	56
運動施設	4	23	33	60
教養施設		3		3
便益施設		6	11	17
管理施設	3	11	162	176
総計	51	61	234	346

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本方針

維持保全と日常点検は適宜実施されており、公園施設の機能の保全と安全性を確保するとともに、施設の劣化や損傷を把握している。今後、事後保全型管理を中心として予防保全型管理についても、同様の体制・頻度で点検を行っていく。

なお、処分制限期間が超過した公園施設や使用見込み期間が近い公園施設については、予備調査結果や健全度調査結果から、調査時点では健全であると判定された場合においても、日常の維持管理で公園施設の劣化に注視する必要がある。

なお、公園施設に劣化、損傷が発見された場合は使用を中止して詳細な調査を実施し、補修もしくは更新を判断する。

今回の予備調査結果において、明らかに補修もしくは更新が必要な事後保全型施設においては、本計画に更新費用等を位置づけている。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

日頃の維持修繕を計画的に実施することが長寿命化につながると考えられる。また、維持管理が容易な部材や、長寿命化が図れる部材への変更なども検討することが重要である。

長寿命化計画の基本方針として、次をとりまとめた。

① 定期点検

・予防保全型管理施設については、次の頻度により定期点検を実施する。

○5年に1回以上を標準

- ・一般施設
- ・土木構造物
- ・橋梁
- ・建築物

○1年に1回以上を標準

- ・遊具

② 補修方法、頻度

- ・現在、健全度の総合判定が「C」、「D」^{*1}で補修が可能な施設は、健全度が「B」以上になるように補修等を行い、処分制限期間を超えても使用できるようにする。なお、このような場合には日常点検の頻度を増やすなど、劣化状況を注視することとする。
- ・現在、設置されている公園施設を今後も使い続けることではなく、安全面を確保し、ライフサイクルコストを縮減することが目的である。なお、公園は多様なニーズに応える施設であるので、これらを考慮しながら、施設の長寿命化を検討する必要がある。
- ・公園施設の塗装^{*2}はこれまでの管理の実情を踏まえ、10年に1回行うことを基本とする。なお、遊具については安全性を考慮して、塗装などの長寿命化は行わず、点検結果により必要に応じて、補修、更新により対応する。

- ・耐用年数の長い部材を用いた製品に入れ替えることで、トータルとして維持管理コストの削減が可能であると考えられるが、利用ニーズ、利用者の満足度を著しく低下させないこと、公園の基本コンセプトをふまえて設定していく。

※1：総合判定が「C」、「D」に判定された公園施設のなかには、一部の重度な劣化が原因となるケースもあり、この場合には修繕により健全度「B」に回復することができるため。

※2：塗装について

- ・改訂されたマニュアルでは、休憩所の躯体の木部、鉄部の塗装は3～4年に1回。
- ・塗装は塗料の種類により耐用年数が大きく異なることを踏まえて塗装の頻度を設定。
- ・四阿などの施設では、柱と梁や軒下、屋根では塗装の種類や劣化する速度が異なるため、部位により塗装の頻度を変える。（例：柱は10年に1回、屋根は20年に1回とするなど）

③ 更新時期の判断

- ・予備調査の結果、健全度調査を行わない健全な施設は、日常点検を行いながら、使用見込み期間を超えても、使用することを基本とする。なお、このような施設は、今回の10年間（令和6年度～令和15年度）の計画に位置づけず、計画策定期間の10年以降の「令和16年度以降」に対策を行う施設として計画に位置づける。
- ・予防保全型管理施設は、健全度調査結果を考慮して更新の検討を行い、目標年を設定する。さらに、更新に際しては同等の機能を有することを基本とする。また、長寿命化した場合の使用見込み期間内に更新することを基本とし、定期点検結果に応じて更新を判断する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

対象7公園における今後10年間の対策費用は以下の通り。

項目	金額（千円）
① 概算費用合計（10年間）	2,654,508
② 予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,478,641
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,175,867
④ 単年度あたりの概算費用	265,450

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果 (ライフサイクルコストの縮減額等)

ライフサイクルコストの対象施設がある6公園で、単年度あたりのライフサイクルコストの縮減額は、約467.1千円と試算された。(様式1の総括表を参照)

11. 計画の見直し予定

本計画は令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)の10年間の計画であり、計画の見直しは10年後の令和15年度に行うものとする。ただし、次回の健全度調査を5年後(令和10年度)に実施する予定であり、その結果、本計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

なお、当計画は実施することを必ずしも確約するものではなく、財政状況や行財政改革の議論を経て、施設の廃止や計画の変更の可能性もありえます。

計画の見直し予定年度 令和15年度(2033年度)

以 上